千葉市少年自然の家管理規則

平成２２年３月３１日
規則第３１号

（趣旨）

第１条　この規則は、千葉市少年自然の家設置管理条例（平成１６年千葉市条例第４２号。以下「条例」という。）第２１条の規定に基づき、千葉市少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第２条　条例第１０条第１項の規定により少年自然の家の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、千葉市少年自然の家使用許可申請書（様式第１号）に当該使用許可に係る少年自然の家の使用に際して行う活動に関する計画（以下「活動計画」という。）を記載した書面を添えて、条例第３条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から当該申請に係る使用期間の初日（以下「使用開始日」という。）の１４日前の日（その日が休所日である場合は、その日前の休所日でない日）までの期間、これを受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（１）本市立の義務教育諸学校及び通学区域が原則として本市の区域内に限定されている本市立以外の義務教育諸学校が使用する場合　使用開始日の属する年度の前年度の４月１日

（２）次に掲げる場合　使用開始日の属する年度の前年度の１０月１日

ア　本市の区域内に存する団体のうち、使用者の半数以上（指定管理者が特に必要があると認める場合にあっては、１人以上半数未満）が中学生以下の者で構成されるものが使用する場合

イ　本市に居住する中学生以下の者を含む家族が使用する場合

ウ　本市立以外の義務教育諸学校（通学区域が原則として本市の区域内に限定されているものを除く。）が使用する場合

（３）前２号に掲げる場合のほか、本市の区域内に存する団体又は本市に居住する者を含む家族が使用する場合　使用開始日の属する年度の前年度の１月４日

（４）前３号に掲げる場合以外の場合　使用開始日の属する年度の前年度の３月１日

（使用の許可）

第３条　指定管理者は、前条第１項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市少年自然の家使用許可書（様式第２号。以下「使用許可書」という。）を、許可しないときは千葉市少年自然の家使用不許可通知書（様式第３号）を、申請者に交付するものとする。

２　指定管理者は、前項の許可に際し、活動計画の実施について、少年自然の家の管理上必要と認める調整を行うものとする。

（使用の取消し）

第４条　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、千葉市少年自然の家使用取消届（様式第４号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（許可事項の変更）

第５条　使用者は、条例第１０条第１項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市少年自然の家使用許可事項変更許可申請書（様式第５号）に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

２　指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市少年自然の家使用許可事項変更許可書（様式第６号）を、許可しないときは千葉市少年自然の家使用許可事項変更不許可通知書（様式第７号）を、使用者に交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第６条　指定管理者は、条例第１２条の規定により使用許可を取り消したときは、千葉市少年自然の家使用許可取消通知書（様式第８号）を当該取消しに係る使用許可を受けた者に交付するものとする。

（利用料金の減免）

第７条　条例第１６条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して使用する場合

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳

イ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ　市長が発行する療育手帳

（２）前号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

（利用料金の返還）

第８条　条例第１７条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（１）災害その他使用者の責めに帰することができない事由により使用不能となった場合

（２）使用を開始する日の７日前までに使用の取消しを届け出た場合

（３）使用を開始する日の７日前までに許可事項の変更を申請し、その許可を受けた場合

（遵守事項）

第９条　使用者及び入所者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）許可された目的以外の目的で使用しないこと。

（２）騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（３）施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。

（４）樹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷しないこと。

（５）鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷しないこと。

（６）ごみその他の汚物を指定場所以外に捨てないこと。

（７）はり紙若しくは公告物を掲げ、又は宣伝しないこと。

（８）行商、出店、興行その他営利を目的とする行為をしないこと。

（９）立入禁止区域に立ち入らないこと。

(10) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又はとめおかないこと。

(11) 指定された場所以外で火気を使用し、又は飲食しないこと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理上支障のある行為をしないこと。

（使用後の点検等）

第１０条　使用者は、少年自然の家の使用を終了したときは、使用した施設、設備、備品等を原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

（公告）

第１１条　市長は、条例第１９条第１項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

（１）少年自然の家の名称及び所在地

（２）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

（３）指定管理者に少年自然の家の管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

（４）条例第１９条第３項の規定による申請（以下「指定申請」という。）に必要な書類の内容

（５）指定申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）及び次条第１項に規定する申請書の提出先

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（指定申請）

第１２条　指定申請は、申請期間内に千葉市少年自然の家指定管理者指定申請書（様式第９号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（１）指定期間に属する各年度における少年自然の家の管理に関する事業計画書及び収支予算書

（２）指定申請の日の属する事業年度の前３事業年度における貸借対照表及び損益計算

書、収支計算書又はこれらに類する書類（以下この号において「損益計算書等」という。）。ただし、成立の日の属する年度以後３事業年度を経過していない法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

（３）定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書

（４）役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第１号に掲げる書類及び同項第５号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

（指定）

第１３条　市長は、条例第１９条第４項の規定により指定したときは、千葉市少年自然の家指定管理者指定書（様式第１０号）を指定した法人等に交付するものとする。

２　市長は、条例第１９条第４項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市少年自然の家指定管理者不指定通知書（様式第１１号）を当該法人等に交付するものとする。

（告示）

第１４条　条例第１９条第５項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

（１）少年自然の家の名称

（２）指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

（３）指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間

（４）指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由

（５）管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

（協定の締結）

第１５条　指定管理者は、市長と少年自然の家の管理に関する協定を締結しなければならない。

２　前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

（１）少年自然の家の管理に関する事業計画に関する事項

（２）少年自然の家の使用の許可に関する事項

（３）利用料金に関する事項

（４）少年自然の家の管理に要する費用に関する事項

（５）少年自然の家の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

（６）少年自然の家の管理に関して保有する情報の公開に関する事項

（７）事業報告書（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第７項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。）その他少年自然の家の管理に関する業務の報告に関する事項
（８）指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
（９）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業報告書の提出）
第１６条　指定管理者は、毎年度終了後３０日以内に、事業報告書に少年自然の家の管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

（委任）
第１７条　この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年３月３１日規則第２６号）
１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
附　則
（施行期日）
１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項の改正規定（「市長」を「指定管理者」に改める部分を除く。）及び第９条を第１０条とし、同条の次に６条を加える改正規定（第１６条を除く。）は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の第２条第１項の規定による許可の申請は、この規則による改正後の第２条第１項の規定による許可の申請とみなす。
３　この規則による改正後の第２条第２項の規定は、令和２年４月１日以後の使用に係る許可の申請について適用し、同日前の使用に係る許可の申請については、なお従前の例による。
４　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第１号

年　　月　　日

千葉市少年自然の家使用許可申請書

（あて先）指定管理者

申請者　所在地
団体名
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス　　@

千葉市少年自然の家の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>使　用　期　間</td><td colspan="7">年　　月　　日（　）　から
年　　月　　日（　）　まで　　泊　　日</td></tr>
<tr><td>使　用　目　的</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">使　用　人　数</td><td></td><td colspan="2">男</td><td colspan="2">女</td><td colspan="2">合　　計</td></tr>
<tr><td></td><td>市　民</td><td>市民以外</td><td>市　民</td><td>市民以外</td><td>市　民</td><td>市民以外</td></tr>
<tr><td>中学生以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>高校生以上</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合　計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>引　率　責　任　者</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>希望する宿泊施設</td><td colspan="7">□　宿泊棟　　□　ログハウス</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

注意事項　次の書類を添付してください。

（１）宿泊する場合は、使用する方全員の住所、氏名及び年齢が明記された名簿
（２）活動計画を記載した書面
（３）食事・リネン・教材を注文する場合は、それぞれ注文数を記載した書類
（４）複数日使用する場合で日ごとに使用人数が異なるときは、各日の使用人数及び内訳を記載した書類

様式第２号

第　　号
年　　月　　日

千葉市少年自然の家使用許可書

様

指定管理者　㊞

次のとおり千葉市少年自然の家の使用を許可します。

使　用　期　間	年　　月　　日（　）　から 年　　月　　日（　）　まで　　泊　　日
使　用　目　的	
使　用　人　数	人
引 率 責 任 者	
利　用　料　金	円
備　　考	

様式第３号

第　　号
年　　月　　日

千葉市少年自然の家使用不許可通知書

様

指定管理者　　㊞

年　　月　　日付で申請のあった千葉市少年自然の家の使用については、下記の理由により、許可しないので通知します。

記

１　申請の内容

使　用　期　間	年　　月　　日(　　)から 年　　月　　日(　　)まで　　泊　　日
使　用　目　的	
使　用　人　数	人
引　率　責　任　者	

２　許可しない理由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第４号

年　　月　　日

千葉市少年自然の家使用取消届

（あて先）指定管理者

申請者　所在地
団体名
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス　　@

次のとおり千葉市少年自然の家の使用を取り消します。

使　用　期　間	年　　月　　日（　）　から 年　　月　　日（　）　まで　　泊　　日
使　用　目　的	
使　用　人　数	人
引　率　責　任　者	
使用を取り消す理由	
備　　考	

様式第５号

年　　月　　日

千葉市少年自然の家使用許可事項変更許可申請書

（あて先）指定管理者

申請者　所在地
団体名
代表者住所
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス　　@

千葉市少年自然の家の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">許可を受けた事項</td><td>使用期間</td><td colspan="2">年　　月　　日（　）　から
年　　月　　日（　）　まで　　泊　　日</td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>使用人数</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>引率責任者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">変更する項目及び変更後の内容</td><td>変更する項目</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第６号

第　　号
年　　月　　日

千葉市少年自然の家使用許可事項変更許可書

様

指定管理者　　㊞

千葉市少年自然の家の使用に関する許可事項の変更の申請について、次のとおり許可します。

<table>
<tr><td rowspan="4">許可を受けた事項</td><td>使用期間</td><td colspan="2">年　　月　　日（　）　から
年　　月　　日（　）　まで　　泊　　日</td></tr>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>使用人数</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>引率責任者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">変更する項目及び変更後の内容</td><td>変更する項目</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更後の利用料金の額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第７号

第　　号
年　　月　　日

千葉市少年自然の家使用許可事項変更不許可通知書

様

指定管理者　　㊞

年　　月　　日付で申請のあった千葉市少年自然の家の使用に関する許可事項の変更の申請については、下記の理由により、許可しないので通知します。

記

１　申請の内容

使　用　期　間	年　　月　　日(　　)から 年　　月　　日(　　)まで　　泊　　日
使　用　目　的	
使　用　人　数	人
引 率 責 任 者	
変 更 す る 項 目	
変 更 後 の 内 容	

２　許可しない理由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第８号

第　　号
年　　月　　日

千葉市少年自然の家使用許可取消通知書

様

指定管理者　　㊞

次のとおり千葉市少年自然の家の使用の許可取消しを行いましたので通知します。

１　使用の許可取消内容

許可年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
使用期間	年　月　日（　）から 年　月　日（　）まで　泊　日
使用目的	
使用人数	人
備考	

２　使用の許可取消理由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第９号

年　　月　　日

千葉市少年自然の家指定管理者指定申請書

（あて先）千葉市長

申請者　所在地
名称
代表者の氏名　　㊞
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス　　@

千葉市少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第１０号

千葉市指令　　第　　号

千葉市少年自然の家指定管理者指定書

様

千葉市少年自然の家の指定管理者として指定します。

年　　月　　日

千葉市長　　印

１　指定期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　指定の条件

様式第１１号

千葉市指令　　第　　号

千葉市少年自然の家指定管理者不指定通知書

様

　　年　　月　　日付で申請のあった千葉市少年自然の家の指定管理者の指定については、次の理由により指定しないので通知します。

　　年　　月　　日

千葉市長　　印

理由

審査請求等について

1　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。